

令和8年度 ベトナムインターンシップ実施業務 公募型プロポーザルに係る企画提案書作成のための仕様書

1. 企画提案書に記載する事項

4. の業務内容のうち【提案】と記載している内容を提案すること。

2. 対象の教育機関及び専攻

工科短期大学（※1）自動車工学技術学科（ベトナム・ハノイ）

※1 ベトナム労働・傷病兵・社会問題省決定第819/QĐ-LĐTBXH号及び同省決定第278/QĐ-LĐTBXH号に基づき設立。

3. 使用言語

和歌山県及び県内企業関係者との連絡調整は日本語で行うこと。ただし、和歌山県の許可があった場合は、この限りでない。

4. 業務内容

ベトナム・ハノイに所在する工科短期大学自動車工学技術学科（以下、「対象教育機関」という。）から学生3名を受入れ、和歌山県内企業2社でのインターンシップを実施することで、外国人材の県内定着支援及び企業の外国人材受入れに向けた体制構築を図ることを目的とする。なお、本業務においては、学生と企業との受入れ調整から受入れ期間中のフォローアクション及び成果報告を主な業務の内容とする。

（1）受入れ企業と対象教育機関との契約締結支援

・受入れ企業と対象教育機関及び学生との契約書類の確認と契約締結の調整及び契約締結までのスケジュール管理を行うこと。なお、想定スケジュールは以下のとおりとする。

実施項目	日程
受入れ企業の募集	2025（令和7年）年11月
インターンシップ求人情報の提出	2025（令和7年）年12月
受入れ企業の選定	2026（令和8年）年1月
学生と受入れ企業とのオンライン面接及びマッチング	2026（令和8年）年3月

以下※の項目は、「令和8年度 ベトナムインターンシップ実施業務」において実施します。	
・受入れ企業と対象教育機関及び学生との契約締結※ ・在留資格申請※	2026（令和8年）年4月～
インターンシップ受入れ期間※	2026（令和8年）年9月～2027（令和9年）年8月末まで（約1年間）
インターンシップ成果報告会※	2027（令和9年）年8月末
インターンシップ学生帰国	2027（令和9年）年9月初旬
インターンシップ学生卒業	2028（令和10年）年9月

（2）在留資格申請支援等

- ・学生の在留資格認定証明書（COE）及び査証（ビザ）申請支援を行うこと。支援に当たっては、ベトナムの法律及び日本の法律に精通した専門家のリーガルチェックができる体制を確保するとともに、行政書士が代理申請可能な手続きを行うこと。本人による申請が必要な場合には、申請に当たってのフォローアップを行うこと。

（3）渡航前後の学生の生活・就業支援

ア 生活や交通等に関するオリエンテーション

- ・渡航前の学生に対して日本での生活や交通に関するオリエンテーションをオンラインで行うこと。

イ 受入企業と学生の就業開始前のオンライン面談の調整

- ・対面でスムーズに受入れが開始できるように、受入れ企業と学生の就業開始前のオンライン面談を複数回行うこと。

ウ インターンシップ期間中の受入企業及び学生のフォローアップ

- ・インターンシップ開始後に受入企業及び学生が安心してインターンシップを実施できるように支援を行うこと。

エ トラブル発生時の対応、緊急連絡窓口の設置

- ・渡航後にトラブルが発生した際の緊急連絡窓口を設置し、トラブルに迅速に対応できる体制を整えること。

（参考）インターンシップ受入れ学生については、受入れ企業とのマッチング完了後からインターンシップ実施までの期間中に、対象教育機関において日本語教育を実施し、インターンシップ開始時点において日本語能力試験（JLPT）N5程度の日本語能力取得を目指す。また、当該日本語教育は対象教育機関が実施するものとし、その費用は学生負担とする。

【提案】

- ・創意工夫に富んだオリエンテーションを具体的に提案すること。
- ・受入企業及び学生に対して、オンライン又は対面での面談や交流会の実施といった、インターンシップ期間中の支援体制を提案すること。
- ・生活・就業支援における安全管理体制及びトラブル発生時の緊急対応フローを具体的に提案すること。

(4) 県内企業のインターンシップ受入れ機運醸成

- ・インターンシップ期間中の様子を県内企業が見学する機会を設定するなど、県内企業がインターンシップの具体的な実施状況を把握できる取組を行うこと。
- ・インターンシップの成果を整理し、県内企業に共有するための成果報告会を対面形式で1回実施すること。なお、県が手配する会場において実施するものとし、会場使用料は発生しない。
- ・成果報告会の実施にあたっては、オンライン会議システムによる接続や録画データの共有等により、対象教育機関が当日の実施状況を確認・共有できるよう配慮すること。

【提案】

- ・県内企業がインターンシップの具体的な実施状況を把握し、インターンシップ受入れを具体的に検討するきっかけとなるような取組を提案すること。
- ・県内企業がインターンシップ受入れを具体的に検討するきっかけとなるような創意工夫に富んだ成果報告会の提案を行うこと。

(5) 成果整理と実績報告

- ・実施状況を整理したうえで課題・改善点をまとめた実施報告書を作成するとともに、県・対象教育機関・企業へのフィードバックを行うこと。

【提案】

- ・対象教育機関へのフィードバックにあたっては、インターンシップに参加した学生に限らず、対象教育機関に在籍する他の学生についても、将来的な県内企業への就職意欲の向上や関心喚起につながるような方針を提案すること。

(6) その他

- ・上記の業務内容を円滑に実施するための関連業務を必要に応じて実施すること。

5. 事業実施期間

令和8年4月1日～令和9年10月31日（2か年度）

※インターンシップ受入れ期間（予定）：令和8年9月1日から令和9年8月31日までの約1年間

6. 事業規模（予算上限）及び対象経費

（1） 事業規模（予算上限）

2か年度合計：3,200,000円

令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）：予算上限額 2,200,000円

令和9年度（令和9年4月1日～令和9年10月31日）：予算上限額 1,000,000円

（2） 対象経費

（1）受入れ企業と対象教育機関及び学生との契約締結支援に要する経費

（2）在留資格申請に要する経費

（3）渡航前後の生活・就業フォローに要する経費

（4）成果報告会の開催に要する経費 ※会場費は不要（県が手配）

（5）成果整理と実績報告に要する経費

（6）その他運営に要する経費

なお、受入れ企業、学生及び事業予算内での費用負担区分は以下のとおりとする。

区分	項目	備考
企業負担	現地査証手続費	学生が一時立替え後、企業が精算
	学生管理費	3か月ごとに工科短期大学口座へ支払い
	関西国際空港から受入れ事業所までの受入れ学生往復送迎費用	
	給与・残業代・住居費	寮・住居費は会社所有寮の貸出や住宅補助対応可（学生負担は月15,000円上限）
学生負担	管理費	学生から工科短期大学へ一括支払い
	日本語学習費	工科短期大学での日本語学習費用
	健康診断費・結核非発病証明書発行費用	面接合格後に受診、学生負担可
	保険料・所得税	所得税率20.42%を源泉徴収
	生活費・光熱水費・Wi-Fi等の通信費用	学生自己負担
	寮・住居費	全額企業負担または一部学生負担
事業予算内	「6. 対象経費」に記載のある費用及び学生3名の往復航空券代	事業予算に含める

7. 留意点

（1）受託者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせることができない。業務を効果的に行う上で必要と思われる業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらか

じめ和歌山県に対して再委託承認申請書を提出し、承認を得なければならない。

- (2) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。
- (4) 賃金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務完了時に、和歌山県に提出するとともに、完了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (5) 本事業の実施にあたっては、和歌山県と綿密に調整しつつ、和歌山県が示す方針を十分に理解した上で、社会情勢の変化を踏まえ、受託者自身の強みやネットワークを活かした活動に努めること。また、本事業を通じて得られる情報は隨時和歌山県に共有すること。

8. その他

- (1) 7の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。
- (4) 本業務により制作されたコンテンツに関する知的財産権（著作権、特許権等を含む。）は、原則として受託者に帰属するものとする。ただし、受託者は当該権利の内容を和歌山県に報告するものとし、県は本業務の目的の範囲内で当該権利を無償利用できることとする。
- (5) 本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。